

日曜市における「れんけい高知市」ブースの出店に関する要件

1 出店時間について

- ・販売等は、8時を目処に開始し、14時を目処に終了してください。
- ・早めに帰路に着く必要がある場合は、早めの閉店も可能ですが、できる限り13時まででは撤収しないでください。
- ・搬入車両等の駐車場は、各自で確保・ご負担ください。

2 販売物について

- ・地域で生産または加工されたものを販売してください。
- ・精肉や鮮魚などの生ものは販売不可。
- ・食品衛生に関する許可・届け出が必要な場合、高知市保健所生活食品課(088-822-0588)までお問い合わせください。
- ・試食の提供は可能ですが、包丁等でカットしたものを提供する場合は、現場でカットせず、あらかじめカットしたものを持参してください。
- ・現場での調理はしないでください。冬場(11月~3月)は、ストーブなどを使って、調理済み食品の温めなおしや保温は認めています。
- ・燃料式の発電機は使用不可。バッテリー電源を使っての保温・保冷は可。
- ・高知市で貸出し用のバッテリーもありますので、ご入用の場合はご相談ください(先着順、3日前の正午までに要予約)。
- ・酒類販売については、酒類の製造者若しくは製造者が加盟する団体等(ただし、規約及び会員名簿を備える団体)が未開封品のみ販売する場合に限り可(その場で飲める状態で販売しないこと。ただし、試飲は除く。)。なお、日曜市で酒類の販売を行う場合には、販売者が事前に高知税務署へ期限付酒類小売業免許の申請又は届出をしていただく必要があります。詳しくは、国税庁のホームページでご確認いただくか、高知税務署(088-822-1123)までお問合せください。
※販売に必要な許可証等の写しを事前に高知市に提出してください。
- ・近隣の出店者と商品のバッティングが予想される商品については、販売個数の調整等に配慮をいただくことがあります。
- ・販売したい商品や販売方法について、疑問がある場合は、高知市商業振興課街路市担当(電話：088-823-9375)にご相談ください。

3 服装について

- ・服装は自由ですが、法被などがあればにぎわいになります。
- ・出店場所は屋外かつ路上です。夏の暑さ、冬の寒さがダイレクトに感じられるため、必要に応じて対策してください。

4 撤収について

- ・15 時には荷物等の撤収を完了させてください。
- ・車への積み込みの時間をできるだけ短くするために、荷造りをしてから車を取り入れてください。
- ・場所によっては、店舗の前まで車を取り付けて積み込む事も可能です。
- ・小間前が混雑している場合があります。臨機応変な対応をお願いします。
- ・出店場所の周辺の清掃をお願いします。
- ・積み込みが終わったら、速やかに日曜市のエリア外に車を出してください。
- ・お客さんの往来や他の出店者の撤収作業で混雑することがありますので、事故にはくれぐれもお気を付けください（高知市の保険対象外）。
- ・お帰りになる前に、近隣の皆さんへのご挨拶をお願いします。

5 その他

- ・出店後、出店のたびに高知市に出店報告書を提出していただきます（7日以内）。
- ・近隣の出店者と、良好なコミュニケーションをとってください。
- ・大声を出すなど派手な呼び込みは行わない慣例になっていますので、ご注意ください。
- ・小間の外での呼び込みや販売は行わないでください。
- ・設営・撤収時の車両の進入の際は、くれぐれも安全第一をお願いします。

6 問い合わせ・申し込み先

- ・高知市商業振興課街路市担当（電話：088-823-9375）
- ・担当が不在の場合は、高知市コールセンターにつながります。コールセンター担当者に、「商業振興課の街路市担当者からかけ直して欲しい」とお伝えください。折り返しお電話します。

出店するテント

